

・ 施工体制の適正化について

(平 16. 7. 1 付 34-94, 75-13, 85-13, 111-67, 127-26, 136-35)

経理資金担当理事		総務人事等担当理事	
住宅経営・建替担当理事	から	募集販売本部長	あて
技術管理・調査研究担当理事		各支社長	
ニュータウン等担当理事		各地域支社長	
地方都市整備・公園担当理事			

改正 平成16年7月16日(イ)
平成17年11月15日(ロ)
平成27年3月30日(ハ)
平成28年5月31日(ニ)
令和元年9月25日(ホ)
令和4年12月27日(ハ)

施工体制の適正化について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)(以下「適正化法」という。)が施行され、当該法律に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年告示第1号)が定められたことを踏まえ、下記のとおり取扱いを定めたので、通知する。

この通達は、平成16年7月1日から施行する。

記

1 一括下請負の禁止

機構が発注する工事については、適正化法第14条の規定に基づき建設業法(昭和24年法律第100号)第22条第3項の規定は適用せず、この場合における工事請負契約書は、「工事請負契約書の制定について」(平16. 7. 1付34-64)別添標準様式、「民間開発超高層住宅により住宅を建設する場合における一般競争入札方式の手続について」(平16. 7. 1付34-45、111-69)別添標準様式5、「民間開発工業化住宅により住宅を建設する場合における詳細条件審査型一般競争入札方式の手続について」(平17. 11. 15付34-23、111-34)別添標準様式2及び「工事管理業務の委託に係る受託者の契約事務処理要領について」(平16. 7. 1付34-82)別添様式第1号で定める工事請負契約書によるものとする。(ロ)(ハ)(ニ)

2 施工体制台帳(写し)の提出の確実実施

次により、適正化法第15条第2項の規定に基づき、工事の受注者から建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳(以下「施工体制台帳」という。)の写しを確実に提出させるものとする。(ハ)(ハ)

- (1) 発注依頼部門は、工事の受注者が施工体制台帳を作成したときは、その写しを機構に提出しなければならない旨現場説明書に記載する。(ハ)

- (2) 工事監督部門は、当該工事の着手までにその提出がなされない場合には、当該受注者にその提出を求めるものとする。(ハ)
- (3) 当該施工体制台帳の写しの提出に当たっては、併せて次の内容を記載させ、又は添付させるものとし、この場合における取扱いは、(1)及び(2)を準用する。
- イ 建設業法施行規則（昭和24年7月建設省令第14号）第14条の2第2項に規定する書類
- ロ 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- ハ 監理技術者（特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む）、主任技術者（下請負を含む。）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真(ハ)
- ニ 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期
- (4) 施工体制台帳に記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い、新たに作成されたときも同様とする。
- 3 施工体系図の掲示の確実実施
- 次により、適正化法第15条第1項の規定に基づき、工事の受注者により建設業法第24条の8第4項に規定する施工体系図（以下「施工体系図」という。）を確実に掲示させるものとする。(ハ)(ハ)
- (1) 発注依頼部門は、2の工事の受注者は施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない旨現場説明書に記載する。(ハ)
- (2) 工事監督部門は、当該工事の着手までにその掲示がなされない場合は、当該受注者にその掲示を求めるものとする。(ハ)
- (3) 施工体系図に記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い、新たに作成されたときも同様とする。
- 4 入札・契約手続における監理技術者の専任制の確認等
- 入札・契約手続における監理技術者の専任制の確認その他必要な措置については、別紙1により行うものとする。
- 5 工事現場における施工体制の把握
- (1) 工事現場における施工体制が、施工体制台帳の記載内容に合致しているかどうかの点検その他必要な措置を行うものとする。
- (2) 工事現場における施工体制の把握のため、(1)を含む点検その他必要な措置については、別紙2により行うものとする。
- 6 建設業許可部局への通知
- (1) 本部長等（総務を担当する理事（総務を担当する理事が置かれない場合は統括役（特に命を受けた重要事項の企画を担当する統括役に限る。）のうち理事長が指名する者）、本部長及び支社長をいう。以下同じ。）は、適正化法第11条各号のいずれかに該当すると疑うに足る事実を把握したときは、国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事（以下「建設業許可部局」という。）に対し、その事実を通知するものとする。(イ)(ハ)(ホ)

- (2) 本部長等は、施工中又は工事目的物の引渡しを受けた後に、一括下請負に関する情報を受けた場合は、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、5に準じて当該工事の受注者から事情聴取等を行うものとする。この場合において、(1)と同様の事実を把握したときは、(1)を準用し、建設業許可部局に通知するものとし、当該事実を把握できない時であっても、必要に応じて、建設業許可部局と協議した上、必要な情報提供を行うものとする。(ハ)
- (3) (1)及び(2)に基づき、通知又は情報提供を行うに当たっては、当分の間、予め本社関係部長と協議するものとする。

以 上

別紙 1

入札・契約手続における監理技術者の専任制の確認要領

1 入札前における確認

契約担当役（分任契約担当役を含む。以下同じ。）は、一般競争入札工事及び詳細条件審査型一般競争入札工事の申込者を対象に、配置予定監理技術者の当該工事以外における従事状況（工事名、工期など）を、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の項目として追加し、提出を求めるとともに、CORINS（工事实績情報を提供するサービス）を用いて配置予定の監理技術者（特例監理技術者については兼務状況の確認を行う。）が重複しないことを確認する。申請書等により承知している状況と異なる重複があった場合は、企業情報サービス等（監理技術者資格者証情報などを提供するサービスのほか、申請書の項目として追加して提出を求めた監理技術者資格者証及び講習修了証の写し等を含む。以下同じ。）で監理技術者の所属並びに資格者証及び講習修了証保持の確認をするとともに、相手方に申請書の内容について電話等で確認する。（ロ）（ホ）（ハ）

これにより申請書の内容に問題がある事実が確認できた場合、競争参加資格を認めない。なお、この場合において申請書の差し替えは認めない。（ロ）

2 契約後における確認

契約担当役は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める契約工事のうち、専任の監理技術者を配置する工事において、当該工事のCORINS登録後、これを用いて、工事請負契約第10条に基づく通知による監理技術者が重複のないことを確認する。これにより重複があると認められる場合は、企業情報サービス等で監理技術者の所属並びに資格者証及び講習修了証保持の確認をするとともに、契約の相手方に疑義情報の内容について電話、面接等で確認する。（ホ）（ハ）

これにより専任制違反の事実が確認された場合、当該工事請負契約を解除することができる。ただし、契約解除が困難な場合においては、当該違反を是正させた上で、指名停止及び工事成績の減点等を行う。

なお、当該工事の監理技術者の交替は発注者が承認した場合の外は認めない。（ニ）

別紙 2

工事現場等における施工体制の点検要領

第1 目的

独立行政法人都市再生機構が施工する工事の品質を確保し、その目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

本要領は、独立行政法人都市再生機構が発注した請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適切な施工体制の確保等に資するものとする。

第2 適用対象

- 1) 監理技術者の専任に関する点検は、建設業法第26条第3項に該当する工事（建設業法施行令第27条第1項に定めるもの）について行う。
(ハ) (ニ) (ハ)
- 2) 施工体制台帳等に関する点検は、下請契約を締結した工事について行う。(ハ)

第3 工事現場における施工体制の把握

契約担当役は、工事現場における次の各項に掲げる施工体制について点検し、不適切な点があった場合は必要な措置を講じる。

この点検内容、実施時期及び対応は、別紙1「施工体制の把握に関する点検内容と対応方法」、及び別紙2「一括下請負に関する点検要領」により実施し、その結果は別紙3「工事現場における施工体制の把握表」に取りまとめるとともに、検査時において活用する。

1) 監理技術者の専任制等に関する点検

① 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の把握

工事着手前に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の提示を求め、その者が、元請負会社に所属する者であること等を確認する。

このとき、不適切な点を確認された場合には、工事請負契約書第43条1項第4号に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じる。(ハ)

② 同一性の把握

工事着手前に工事請負契約書第10条に基づく通知による監理技術者が、一般競争入札工事及び詳細条件審査型一般競争入札工事における申請書に記載された配置予定技術者、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証に記載された技術者名等と同一人であり、元請会社に所属する者であることを確認する。(ロ)

このとき、不適切な点が確認された場合には、配置予定技術者と同一人を監理技術者とすることを求める等必要な措置を講じる。

③ 常駐の把握

現場での監理技術者の常駐状況について、工事施工中、適切な頻度で点検する。

このとき、不適切な点が確認された場合は必要な措置を講じる。

2) 施工体制の把握に関する点検

① 施工体制台帳の把握

提出された施工体制台帳及びそれに添付が義務付けられている下請契約書及び再下請負通知書等を工事施工中に点検する。

このとき、不適切な点が確認された場合は必要な措置を講じる。

② 施工体系図の把握

施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを工事施工中に点検する。

このとき、不適切な点が確認された場合は必要な措置を講じる。

③ 施工体制の把握

施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と異なるものでないかを工事施工中に点検する。

不適切な点が確認された場合は必要な措置を講じる。

3) 標識等に関する点検

建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に提示されていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること、労災保険関係の掲示項目が掲示されていること及び工事カルテの登録がされていることを工事施工中に点検する。

不適切な点が確認された場合は必要な措置を講じる。

第4 その他

- 1) 入札・契約手続における監理技術者の専任制の確認及び現場における施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映する。
- 2) 現場専任制の確認の信頼性向上を図り、発注者の内容確認と受注者の早期登録を確実なものとするため、CORINS（工事实績情報を提供するサービス）登録の受領書を早期に提出させる。（ホ）
- 3) 施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合に、適切に活用すべきものであることに留意する。

以上

別紙 1

施工体制の把握に関する点検内容と対応方法

点検項目	把握事項	点検内容	実施時期	対応方法
1 監理技術者の専任制等に関する点検 (元請負人が適切に業務を行い、工事の品質が適切に確保されるために義務付けられている監理技術者の専任を把握)	①監理技術者資格者証等の把握	監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を提示させる。 監理技術者資格者証の会社名、工種区分、期限、裏書きによる変更などについて把握。	工事着手前 工事着手前	<ステップ1> 疑義がある場合は、監理技術者、元請会社に説明を求めるとともに、監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）の提出を求める。
	②同一性の把握	配置予定技術者*1、通知による監理技術者*2、施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証に記載された技術者名が同一であることを把握。 監理技術者資格者証の写真により本人であることを把握	工事着手前 工事着手前	<ステップ2> さらに必要な場合は、監理技術者証発行部局に問い合わせる。 <ステップ3> 契約担当役・建設業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
	③常駐の把握	監理技術者の常駐を把握 打合わせ時等に監理技術者が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し主体的に関わっているかを把握 (把握結果は、別紙2「一括下請負に関する点検要領」の別記様式1に反映する。)	工事施工中 1(回/月)程度 工事施工中 打合わせ時	<ステップ1> 疑義がある場合は現場での把握頻度を増やす。また、必要に応じて本人に不在の理由を聞く。 <ステップ2> 契約担当役・建設業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
2 施工体制の把握に関する点検 (不良・不適格業者を的確に見・排除し、工事の品質確保及び建設業の健全な発展を図るために、現地の施工体制を把握)	④施工体制台帳の把握	施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されていることを把握 施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書が添付されていることを把握 下請負金額が記入されていることを把握	工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 当初及び変更時	<ステップ1> 施工体制台帳等の不備を発見した場合は是正を求める。また、必要な場合は、現場での把握頻度を増やす。技術者本人において疑義がある場合は、技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し)の提出を求める。 <ステップ2>
	⑤施工体系図の把握	施工体系図が、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを把握 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人であることを把握	工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 当初及び変更時	契約担当役・建設業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
	⑥施工体制の把握	施工体制台帳、施工体系図に記載のない業者が作業していないかなど、施工体制台帳、施工体系図が実際の体制と異なるものでないかを把握 (例えば、安全訓練等の出席名簿、日々の作業指示書などで確認) 施工体系図から一括下請負の恐れがある場合は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められることなどを把握 (別紙2「一括下請負に関する点検要領」により点検)	工事施工中 1(回/月)程度 工事施工中 1回以上 (工事初期等)	<ステップ1> 疑義がある場合は、是正を求める。また必要な場合は、現場での把握頻度を増やす。 <ステップ2> 契約担当役・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。 <ステップ1> 別紙2「一括下請負に関する点検要領」の別記様式1、2にある点検項目について把握する。 <ステップ2> 一括下請負の疑義がある工事については、契約担当役・業許可部局に連絡し、一括下請負の禁止に関する調査を行う。
3 標識等に関する点検 (その他、元請の適切な施工体制の確保のために必要な事項について把握)	⑦工事カルテの登録の把握	受注時、工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを把握	工事着手前	<ステップ1> 不適切な場合は是正を求める。
	⑧建設業許可を示す標識の把握	建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあること、監理技術者が正しく記載されていることを把握	工事施工中 1回	<ステップ1> 不適切な場合は是正を求める。
	⑨建退共制度に関する掲示の把握	建設業退職金共済制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握	工事施工中 1回	<ステップ2> 契約担当役・業許可部局・労働当局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
	⑩労災保険に関する掲示の把握	労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握	工事施工中 1回	
		*1 競争参加資格確認申請書、技術資料等に記載された配置予定の監理技術者		
		*2 工事請負契約書第10条に基づき通知された監理技術者		

別紙 2

一括下請負に関する点検要領

1 趣旨

本要領は、工事現場における適正な施工体制の確保のため、一括下請負の疑義がある工事を抽出するための点検要領を定める。

2 点検の実施

点検に当たっては、一括下請負等建設業法等に違反すると疑うに足りる事実の有無を調査することにより、一括下請負に該当されている要件に合致する工事を一括下請負の疑義がある工事として抽出するもので、次に定める工事を重点点検対象工事として実施する。

- a 請負金額が一定額以上でかつ、主たる部分を実施する（最大契約額の）一次下請負人が元請契約額の過半を占めている工事
- b 同業種の同規模（建設工事登録要領の格付けを示す）又は上位規模の会社が一次下請にある工事
- c 工区割された同時期の隣接工事について同一会社が一次下請等に存在している工事
- d 低入札価格調査対象となった工事
- e その他、監理技術者の専任に疑義がある工事等の点検の必要を認めた工事

3 点検の方法

- (1) 一括下請負に関する点検は、監理技術者の専任、施工体制、元請及び下請の担当工事、実質関与等について別記様式 1、2「工事現場における施工体制の把握表」の各項目について実施する。
なお、元請負人が主たる部分を自ら施工していることが把握できた場合等、一括下請負に該当しないことが明白になった場合には、その点検項目以降の点検を省略してよい。
- (2) 一括下請負に関する点検は、工事中に 1 回以上行うものとし、順次点検項目を絞り込むなどの工夫をして効率的に実施する。
- (3) 点検に当たっては、元請だけでなく、少なくとも三次下請までの下請について点検を行う。
- (4) 1 回の点検で判定が困難な工事は、点検頻度を増す。
- (5) 点検の結果、必要な場合には元請負人から意見を聞き、一括下請負の疑義がある工事については、建設業許可部局に通知する。
- (6) 主任監督員は、点検の結果を別記様式 1「工事現場における施工体制の把握表（一括下請負）」及び別記様式 2「工事現場における施工体制の把握表（実質関与）」に記録する。

4 一括下請負の疑義がある工事の判定方法

- (1) 監理技術者の専任がないこと的事实を把握した場合は、一括下請負の疑義がある工事とする。なお、監理技術者の専任がない場合は、建設業

法第26条違反ともなる。

(2) 元請の実質関与に関しては、別記様式2「工事現場における施工体制の把握表（実質関与）」を参考に以下の項目等について点検する。

- ① 技術者専任 ② 発注者との協議 ③ 住民への説明
- ④ 官公庁への届出等 ⑤ 近隣工事との調整 ⑥ 施工計画
- ⑦ 工程管理 ⑧ 出来型品質管理 ⑨ 完成検査
- ⑩ 安全管理 ⑪ 下請の施工調整及び指導監督

(3) 別記様式2「工事現場における施工体制の把握表（実質関与）」を用いての点検の結果、

- ・ア： 全項目で○。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等全体を実施している」とする。
- ・イ： ア、ウ以外。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等を部分実施している」とする。
- ・ウ： 全項目で△または×。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等を実施していない」とする。

(4) 一括下請負の疑義がある工事の判定に当たっては、施工体制にも注意し、別紙「紛らわしいケースでの判定の目安」を参考に判定する。

なお、別紙は、判定の目安であるので以下のような場合は、これらの要素も加味して別途、判定する。

- ・ 当該施工体制についての請負人からの説明に合理性が認められた場合
- ・ 一括下請負の調査に対して不誠実な行為が明らかとなった場合 等
以 上

別記様式1

工事現場における施工体制の把握表(一括下請負-1)

NO.	点検項目		内容	点検日				
	一般事項			年月日	年月日	年月日	年月日	
1	局名							
2	工事名							
3	元請負会社名							
4	業種/ランク							
5	主たる部分(最大工事費の工種)		内容					
6	請負金額(百万円)							
7	契約年月日							
8	予定工期							
9	一次下請数							
10	一次下請数(警備除)							
	点検項目	説明						
	元請負人に着目した点検	主に元請負人の一括下請負についての点検						
	一般事項							
11	監理技術者の専任(①OK、②疑義、③問題)	②は頻度増、重点調査対象、③は通知、番号及び点検日記入						
12	元請の主たる部分の直営施工(①あり、②なし)	元請に直営施工があり、かつ過半を占める時は元請に関する16以下の調査不要(下請に関する調査は必要)						
13	一次下請負契約金額合計(百万円)							
14	元請実施額(元請契約額-下請額計、百万円)							
15	元請実施割合(元請実施額/元請契約額)							
16	主たる部分を実施する(最大契約額の)一次下請会社名							
17	上の請負金額(百万円)							
18	上の金額割合(上の金額/元請契約額)							
	施工体系のパターン特性		以下に該当するパターンの場合、重点調査対象(少なくとも26まで点検)					
19	a. 請負金額が一定額以上でかつ、主たる部分を実施する(最大契約額)の一次下請負人が元請契約額の過半を実施(①yes、②no)	①の場合は会社名						
20	b. 同業種の同規模(ランク)又は上位規模の会社が一次下請にある(①yes、②no)	①の場合は一次下請の会社名						
21	c. 工区割された同時期の隣接工事について同一会社が一次下請等存在(①yes、②no)	①の場合は会社名及び(当該一次下請の請負金額合計/元請負金額の内少額の一方の請負金額)						
22	d. 低入札価格調査対象工事(①yes、②no)	①の場合は会社名						
23	e. その他、調査の必要性を認めた工事(①yes、②no)	①の場合は会社名						
	施工体系のパターン特性で抽出した一次下請会社に関する事項		年月日	年月日				
24	該当一次下請負会社名							
25	上記の請負金額(百万円)							
26	上記の主任技術者の所属及び専任(①OK、②疑義、③問題)	②は継続調査、③は通知						
27	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事						
28	上記の主たる部分の直営施工(①あり、②なし)							
	元請負人の実質関与		単年度工事の場合、工期中間で1回以上。但し、重点調査対象は頻度を増す。	年月日	年月日	年月日	年月日	
29	元請の実質関与(総合的な企画・調整等の業務の実施状況(ア.イウ))	パターン特性で注目した一次下請負との関係にも着目しつつ、別紙「施工体制の点検表(実質関与)」により点検						
30	元請と主たる部分を施工する一次下請等の役割分担の考え方等についての元請負人の意見	上で、イ又はロの場合、または、紛らわしいケースの判定の目安で一括下請負の疑義がある工事となる場合等に元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記						
31	元請と主たる部分を施工する一次下請等の役割分担の考え方等についての一次下請人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に一次下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。						
32	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施(①実施、②継続調査、③不要)							

注1) 直営施工: 主要機械オペレータ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。
 注2) 本様式は点検に適した形式に変更してよい。

工事現場における施工体制の把握表(一括下請負-2)

No.	点検項目					
一般事項			内容			
1	局名		点検日			
2	工事名		年月日	年月日	年月日	年月日
下請負人に着目した点検			少なくとも三次下請まで点検			内容
33	管理業務のみと思われる下請負会社の有無(①あり、②なし)	体制台帳等から抽出した管理業務のみと思われる会社の有無				
34	該当会社の社名					
35	上の下請負回数					
36	上の請負金額(百万円)					
37	上の主任技術者の所属及び専任(①OK、②疑義、③問題)	②は継続調査、③は通知				
38	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
39	上記の主たる部分の直営施工(①あり、②なし)	該当会社に直営部分がない場合は、再下請負会社の属性を調査(以下の項目)				
40	該当会社からの再下請会社の数					
41	再下請会社の内、最大契約額の会社の契約額(百万円)	把握できない場合はその旨記入				
42	上の金額割合(下位会社の請負金額/上位会社の請負金額)					
43	上の主任技術者所属及び専任(①OK、②疑義、③問題)	②は継続調査、③は通知				
44	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
45	当該下請負人等の役割分担の考え方、元請による指導内容(業法第24条の6)についての元請負人の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義がある場合に、元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
46	一括下請負の疑義がある下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に当該下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
47	以上の点検結果により一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施(①実施、②継続調査、③不要)					
(以下は複数社ある場合に使用)						
34	該当会社の社名					
35	上の下請負回数					
36	上の請負金額(百万円)					
37	上の主任技術者の所属及び専任(①OK、②疑義、③問題)	②は継続調査、③は通知				
38	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
39	上記の主たる部分の直営施工(①あり、②なし)	該当会社に直営部分がない場合は、再下請負会社の属性を調査(以下の項目)				
40	該当会社からの再下請会社の数					
41	再下請会社の内、最大契約額の会社の契約額(百万円)	把握できない場合はその旨記入				
42	上の金額割合(下位会社の請負金額/上位会社の請負金額)					
43	上の主任技術者所属及び専任(①OK、②疑義、③問題)	②は継続調査、③は通知				
44	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
45	当該下請負人等の役割分担の考え方、元請による指導内容(業法第24条の6)についての元請負人の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義がある場合に、元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
46	一括下請負の疑義がある下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に当該下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
47	以上の点検結果により一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施(①実施、②継続調査、③不要)					

注1) 直営施工: 主要機械オペレータ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。

注2) 本様式は点検に適した形式に変更してよい。

別記様式 2							
工事現場における施工体制の把握表(実質関与)							
局名				元請負人	主たる部分を行う一次下請負人	当該項目に関する実施者	
工事名				○:実施している	○:元請に代わって実施	○:元	
元請負会社名				△:一部が欠けている	△:元請の補助として実施	△:元+一次	
注の一次下請負会社名				×:ほとんど出来ていない	□:担当分野を実施(項目7.8.10)	×:一次	
請負金額比 (一次下請:)/(元請:)=				-:判別不能	×:関与していない	×:一次	
元請負人の実質関与に関する点検事項					-:判別不能、対象外	×:一次	
番号	項目	内容	監督・検査での点検事項等			左の判定	
1	技術者	・元請負会社に所属している技術者の専任が認められる。	・施工計画書に記載された技術者の所属。 ・専任状況。		-		
2	発注者との協議	・請負契約書に基づく協議・報告事項、設計内容の確認や設計変更協議等の打ち合わせを主体的に実施	・打ち合わせ、打ち合わせ簿。等				
3	住民への説明	・工事施工に関する具体的内容の住民説明を行う。	・日報、住民からの苦情の内容。等				
4	官公庁等への届け出等	・労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届出等を行い、履行 ・工事施工上必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議を実施	・申請書等の内容。等				
5	近隣工事との調整	・近隣工事との調整を適切に実施	・近隣工事と調整がとれた施工。等				
6	施工計画	・契約図書の内容を適切に把握 ・設計図等の照査を的確に実施 ・施工計画(工程計画、安全計画、品質計画等)を立案 ・必要となった修正を適切に実施	・施工計画書。施工計画打ち合わせ。等				
7	工程管理	・工事全体を把握し、工事の手順、段取りを適切に調整・指導 ・工程変更を余儀なくされた時に適切に対応 ・災害防止のための臨機の措置を実施	・施工計画と実際の差等。			(□の場合は、担当分野)(注2)	
8	出来型・品質管理	・品質確保の体制整備 ・所定の検査・試験を実施 ・検査・試験結果を適切に保存 ・不具合等の発生時に適切な対策を実施	・出来型報告書類。品質記録書類。 写真。等			(□の場合は、担当分野)(注2)	
9	完成検査	・下請施工分の完成検査	・点検時ヒアリング、元請の出来型管理資料。等		-		
10	安全管理	・安全確保に責任ある体制の保持 ・設備、機械、安全施設、安全行動等の点検 ・労働者の安全教育、して請負業者の安全指導	・施工計画書。仮設物の状況。仮設物の点検記録。日報。安全大会。 安全パトロール・教育の実施状況。等			(□の場合は、担当分野)(注2)	
11	下請の施工調整及び指導監督	・施工場所、施工取り合い部分、仮設物の使用等について調整指導 ・施工上の留意点、技術的内容について具体的指導。 ・施工体制台帳、体系図の整備	・現場の施工状況。下請負からの苦情。下請の事故等の処理。施工体制台帳。等			(□の場合は、担当分野)(注2)	
12	総合判定	○の数 △の数 ×の数 判定(注3)					
注1)	元請	下請	実施者				
	○	×	○	元請が実施(一次は実施していない)。			
	×	○、□	×	実質的に一次が実施。			
	△	△、□	△	元請と一次下請で実施。			
	○	□	○	7.8.10のみ。ケース1、ケース2に該当する場合は、注意して点検。			
	○	○	○、△	あり得ないケース			
注2)	元請が実施すべき業務まで実施している場合は△、専門工程に係る業務のみを実施している場合は□。						
注3)	判定						
	7.全て○:元請負は実施関与していた。						
	1,7,ウ以外:元請と一次下請が共同で元請の行うべき総合的な企画調整等を実施していた。						
	ウ全項目で△または×:一次下請が元請が行うべきことを実施していた。(元請の一括下請として通知)						
注4)	本様式は点検に適した形式に変更してよい。						

別紙 紛らわしいケースでの判定の目安

ケースの内容	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4（下請の一括下請負）
<p>元請負の実質関与の状況（点検結果）*</p>				<p>★</p> <p>役割分担不明</p> <p>元請 一次 二次 三次 (実質施工)</p> <p>一次 二次 三次 (実質施工)</p>
<p>ア（全体実施） 総合的な企画・調整等全体を実施</p>	<p>○元請のみ実質関与 ① <input checked="" type="checkbox"/> × 一次下請の業務が不明確で介在が不適切と判定</p> <p>○一次下請は専門工種部分の施工管理を実施（実質関与）。 ② <input checked="" type="checkbox"/> ○ 専門工種が元発注工事のほとんどを占める場合は、③と同様でないか注意して点検</p>	<p>① <input type="checkbox"/> ○</p> <p>但し、特定の一次下請が工事の大部分を実施している場合は②でないか注意して点検</p>	<p>点検結果に関わらず要件に合致すれば・・ 一括下請負の疑義有</p>	<p>①主任技術者の専任が認められる。 ①-1 <input type="checkbox"/> ○ 専門工種の管理指導上の必要性が認められ、実質関与している。 ①-2 <input checked="" type="checkbox"/> × 専門工種の管理指導上の必要性が認められない、もしくは、実質関与をしていない。 ②主任技術者の専任が認められない。</p>
<p>イ（部分実施） 総合的な企画・調整等を部分実施</p>	<p>③ <input checked="" type="checkbox"/> × 一次下請は元請負の補助もしくは代行業務を実施と判定</p>	<p>② <input checked="" type="checkbox"/> × 一次下請が直営施工と元請負が行うべき管理業務を実施していると判定</p>		<p>② <input checked="" type="checkbox"/> ×</p>
<p>ウ（関与していない） 総合的な企画・調整等を実施していない。</p>	<p>ケースに関わらず一括下請負の疑義有</p>			

別紙－補足

「紛らわしいケースでの判定の目安」に関する補足

● 全体

- * 1) ○印：一括下請負の疑義がない工事
×印：一括下請負の疑義がある工事
- * 2) 直営施工：主要機械オペレータ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。

● ケース 1

- * 3) 一括下請負の疑義がある工事においては、「判定」に示した請負人だけでなく、派生的に元請負人及び主たる部分を行う一次下請負人の双方が検討対象となる（以下のケースでも同様）。①に該当する場合は、一括下請負の疑義がある工事として建設業許可部局に通知することとする。
- * 4) 「専門工種」；「土木工事一式」「建築工事一式」以外の工事など専門技術に基づく施工管理等を必要とする工事の工種。
- * 5) ②に関する判断要素；主たる部分を行う一次下請負人の担当工事範囲が広いほど（発注者と元請負人の契約内容と元請負人と下請負人の契約内容の類似性が高いほど、下請金額が大きいほど、下請会社数が少ないほど）②とは考えにくい。

● ケース 3

- * 6) 「当該一次下請負の請負金額が高い」；
異なる工事の主たる部分を実施する一次下請負人等について、おおむね当該一次下請負人等の請負金額の合計額が、いずれか一方の元請の請負金額を超える場合とする。なお、特許を要する特殊な工法等の場合は、別途検討する。

● ケース 4

- * 7) ケース 1 からケース 3 まだが元請負人と一次下請負人の関係に着目しているのに対し、ケース 4 は下請負人と再下請人の関係に着目している。この際、別紙 2－1 のケース 4 に例示した施工体系の場合は、一般に①－2 又は②に該当すると考えられる。一方、ケース 4 の①－1 に該当する場合としては、例えばケース 1 の②における一次下請負人相当する。
- * 8) 主任技術者の専任がない場合は、建設業法第 26 条違反ともなる。なお、専任は、建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める工事について必要である。(ニ) (ハ)

別紙 3

工事現場における施工体制の把握表

○ 工事概要

工 事 名				
工 期	年 月 日 ~		年 月 日	
請 負 金 額	元 請	千 円	一次下請負総額	千 円
請 負 会 社 名				
監 理 技 術 者				
主 任 監 督 員				

○ 工事着手前の把握 実施日： 年 月 日

把 握 項 目	把 握 内 容	把 握 欄
① 監理技術者資格者証の把握		
② 同一性の把握		
⑦ 工事カルテの登録の把握		
所 見		

○ 工事施工中[1回]の把握 実施日： 年 月 日

把 握 項 目	把 握 内 容	把 握 欄
⑧ 建設業許可を示す標識		
⑨ 建退協制度に関する掲示		
⑩ 労災保険に関する掲示		
所 見		

○ 工事実施中 [当初及び変更時] の把握

④ 施工体制台帳

当初・変更時	把 握 日	把 握 欄	所 見
当 初			
() 変更時			
() 変更時			

⑤ 施工体系図

当初・変更時	把 握 日	把 握 欄	所 見
当 初			
() 変更時			
() 変更時			

○工事施工中の把握

③ 常駐の把握 [1 (回/月) 程度]

⑥ 施工体制の把握・実際の体制 [1 (回/月) 程度]

⑥ " ・一括下請負 [工事中 1 回以上(工事初期等)]

把握日	把握欄			所見
	③	⑥ 実 際 の 体 制	⑥ 一 括 下 請 負	

- 1 把握表の記載は主任監督員が行う。
- 2 把握欄には、専任状況等について把握した結果を○又は×で記入する。
- 3 各所見欄は、疑義又は不適切の内容について記載する。
- 4 施工体制台帳及び施工体系図の把握の変更時とは、体制の変更時であり、設計変更時ではない。
- 5 本様式は、点検に適した形式に変更してよい。